

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公表番号】特表2016-536331(P2016-536331A)

【公表日】平成28年11月24日(2016.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2016-065

【出願番号】特願2016-539558(P2016-539558)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/015	(2006.01)
A 6 1 P	33/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 K	31/34	(2006.01)
A 6 1 K	31/085	(2006.01)
A 6 1 K	36/54	(2006.01)
A 6 1 K	36/61	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	36/53	(2006.01)
A 6 1 P	33/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 2 3 L	33/105	(2016.01)
A 2 3 K	20/111	(2016.01)
A 2 3 K	20/105	(2016.01)
A 2 3 K	20/158	(2016.01)
A 2 3 K	20/168	(2016.01)
A 2 3 K	50/40	(2016.01)
A 2 3 K	40/30	(2016.01)

【F I】

A 6 1 K	31/015	
A 6 1 P	33/10	
A 6 1 K	31/05	
A 6 1 K	31/34	
A 6 1 K	31/085	
A 6 1 K	36/54	
A 6 1 K	36/61	
A 6 1 K	31/704	
A 6 1 K	36/53	
A 6 1 P	33/00	1 7 1
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	47/36	
A 2 3 L	33/105	
A 2 3 K	20/111	
A 2 3 K	20/105	
A 2 3 K	20/158	
A 2 3 K	20/168	
A 2 3 K	50/40	
A 2 3 K	40/30	Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月30日(2017.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

経口抗寄生虫組成物であって、

i) 下記 (a) ~ (f) の少なくとも 1 つを含む精油：

(a) ガンマ - テルピネン；

(b) カルバクロール；

(c) チモール；

(d) テルピネオール；

(e) ユーカリプトール； および

(f) オイゲノール

i i) シナモマム属 (Cinnamomum)、ユーゲニア属 (Eugenia)、またはユーカリ属 (Eucalyptus) 由来の精油； および

i i i) サポニン源

のうちの少なくとも 2 つを含み、

液体、タブレット、または食品の形態である、経口抗寄生虫組成物。

【請求項2】

i) 下記 (a) ~ (f) の少なくとも 1 つを含む第1の精油：

(a) ガンマ - テルピネン；

(b) カルバクロール；

(c) チモール；

(d) テルピネオール；

(e) ユーカリプトール； および

(f) オイゲノール

および

i i) シナモマム属 (Cinnamomum)、ユーゲニア属 (Eugenia)、またはユーカリ属 (Eucalyptus) 由来の第2の精油を含む、請求項1記載の経口抗寄生虫組成物。

【請求項3】

前記第1の精油が、キダチハッカ属 (Satureja)、イブキジャコウソウ属 (Thymus)、トラキスペルマム属 (Trachyspermum)、オレガノ属 (Origanum)、またはコバノブラシノキ属 (Melaleuca) に由来する、請求項1または2記載の組成物。

【請求項4】

シナモマム属 (Cinnamomum)、ユーゲニア属 (Eugenia)、またはユーカリ属 (Eucalyptus) 由来の1つ以上の精油を含む、請求項1記載の組成物。

【請求項5】

サポニン源を含み、該サポニン源がステロイドサポゲニンを含む、請求項1記載の組成物。

【請求項6】

5 % ~ 15 % の水分を含む食品である、請求項1記載の組成物。

【請求項7】

70%～90%の水分を含む食品である、請求項1記載の組成物。

【請求項8】

アピコンプレックス門由来またはコノイダシダ綱由来の寄生虫に対して抗寄生虫性である、請求項1記載の組成物。

【請求項9】

ネオスポラ・カニナム (*Neospora caninum*) またはトキソプラズマ・ゴンディ (*Toxoplasma gondii*) に対して抗寄生虫性である、請求項8記載の組成物。

【請求項10】

動物 (ヒトを除く) において寄生虫感染症を予防または処置する方法であって、

(i) 下記 (a)～(e) の1つ以上を含む精油：

(a) ガンマ-テルピネン；

(b) カルバクロール；

(c) チモール；

(d) テルピネオール；および

(e) ユーカリプトール；

(ii) シナモマム属 (*Cinnamomum*)、ユーグニア属 (*Eugenia*)、またはユーカリ属 (*Eucalyptus*) 由来の精油；および

(iii) サポニン源

のうちの2つ以上を含む組成物を、前記動物に経口投与することを含む、方法。

【請求項11】

2つ以上の精油を含み、該精油が、シナモマム属 (*Cinnamomum*)、ユーグニア属 (*Eugenia*)、キダチハッカ属 (*Satureja*)、イブキジャコウソウ属 (*Thymus*)、トラキスペルマム属 (*Trachyspermum*)、オレガノ属 (*origanum*)、ユーカリ属 (*Eucalyptus*)、およびコバノブラシノキ属 (*Melaleuca*) 由来の精油から選択される、抗寄生虫組成物。

【請求項12】

前記食品が、10～40%のタンパク質および5～40%の脂肪を含む、請求項6記載の組成物。

【請求項13】

前記食品がビスケットの形態である、請求項12記載の組成物。

【請求項14】

液体の形態である、請求項1記載の組成物。

【請求項15】

タブレットの形態である、請求項1記載の組成物。